

攻めの農業実践緊急対策事業（集出荷加工処理体制合理化推進事業）に係る審査の考え方について（広島県農業再生協議会）

広島県攻めの農業実践緊急対策事業業務方法書第6条第2項に係る審査の考え方を次のとおりとする。

1 攻めの農業実践緊急対策事業実施要領別紙1（都道府県事業計画作成等に係るガイドライン）1の(4)及び7の留意事項，その他要綱・要領の条件を満たすこと。

（参考）攻めの農業実践緊急対策事業実施要領（一部引用）

○攻めの農業実践緊急対策事業実施要領別紙1（都道府県事業計画作成等に係るガイドライン）1の(4)

再編事業者は，再編事業計画の作成に当たっては，集出荷・加工処理コストの低減を通じ，安定的な集出荷・加工処理事業の実施を図ることはもちろん，地域の農業者の所得向上につながるものとなるよう留意する必要がある。

○攻めの農業実践緊急対策事業実施要領別紙1（都道府県事業計画作成等に係るガイドライン）7

「集出荷・加工処理合理化プランの作成に当たっての留意事項」

- (1) 再編整備による効率化により，機能を集約する施設の集出荷・加工処理に係るコストが現状より1割以上削減する目標を設定すること。
- (2) 機能を集約する施設の稼働率・利用率が80%を超える計画とすること。

2 広島県水田フル活用ビジョンの実現に資する取組みであること。なお，次の取組は優先的に採用する。

- 受益面積の大きな取組
- 対象作物が水田を活用した土地利用型作物である取組

3 原則県農業再生協議会が定める「集出荷・加工処理合理化プラン」の提出期限ごとに，1及び2による審査を行い取り組むべき計画として認めた場合は県事業計画に反映する。

なお取組に対する助成費は攻めの農業実践緊急対策事業実施要領別表1に定める助成率の範囲内で決定する（下表参照）。

【集出荷・加工処理体制合理化推進事業の内容・助成率】

内容	助成率
○機能集約を行う集出荷・加工処理施設の機能強化のために必要な機器・設備のリース導入に要する経費(※)	本体価格(税抜き)の1/2以内
○集出荷・加工処理施設の機能集約に伴う既存施設の用途変更に必要な機器・設備のリース導入，既存機器・設備の廃棄に要する経費(※)	・リース1/2以内 ・廃棄1/3以内
○事業を推進するための検討会の開催等に要する経費(委員等謝金・印刷費等)	定額

(※)本体価格が50万円以上のものに限る(アタッチメントを含む)